

路線バスを運行するためには

市内には、西武バス、イーグルバス、国際興業バスの路線バスが運行しています。路線バスを運行するためには道路運送法の許可が必要です。道路運送法ではバスやタクシーなどの「旅客運送事業」を次のとおりとしています。

- ①一般乗合旅客自動車運送事業・・・いわゆる「路線バス」のことです。
- ②一般貸切旅客自動車運送事業・・・旅行などで使用する「貸切バス」のことです。
- ③一般乗用旅客自動車運送事業・・・いわゆる「タクシー」のことです。
- ④特定旅客自動車運送事業・・・学校や会社などの「送迎バス」のことです。

これらの事業を経営しようとする場合は、国土交通省の許可を受けなければなりません。

路線バスを事業として運行する場合は、①の許可を、路線バスと貸切バスを事業として運行する場合は①と②の許可が必要です。すなわち、貸切バスの事業者が路線バスを運行する場合は、「貸切バスを運行しているからできる」ということではなく、法律に基づいた許可を受けてからでないといけないということです。



路線バスの許可を受けるためには、路線の起終点、停留所の場所、停留所での時刻設定、配置車両、車庫の位置・収容能力、運行回数などのほか、運行管理者を定めなければなりません。運行管理者は国土交通大臣から運行管理者資格者証を交付されなければならないという、厳しい条件があります。運賃についても自由に設定できるということではなく、国土交通省に申請し、適正な額として認められなければなりません。市営のバスやコミュニティバスを運行する場合も同様の手続きが必要です。(許可のための書類は審査をしている人でも作成するのが難しいとのことです。)

バスは走らせればよいというものではなく、走らせるためには、乗客の安全を第一に考え、事故のないよう安全運転を順守しなければなりません。そのようなことから法律による手続きは大変厳しくなっています。路線バスを走らせることは、簡単にはできないということをご理解していただきますようお願いします。

「エコ通勤チャレンジ2013」の参加者を募集しています。

埼玉県では、マイカーを使わない通勤を体験してもらうキャンペーン「エコ通勤チャレンジ2013」の参加者を募集しています。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出につきましては、家庭からのものが事業活動に次いで多くなっています。

バスをはじめとする公共交通は多くの方が利用することができ、また利用することでマイカーからの二酸化炭素排出量を削減することができます。

本市の公共交通の維持のため、また、大気環境改善のため、エコ通勤にチャレンジしてみませんか？参加者全員に参加賞と「クリアファイル型認定証」がプレゼントされます。詳しくは、埼玉県大気環境課のホームページをご覧ください。(参加申し込みもホームページからとなります。)



市民生活部交通政策担当
(内線651)